

総社市告示第16号

総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付事業実施要綱（令和2年総社市告示第110号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 助成金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 助成を受けようとする妊孕性温存治療において、<u>総社市生殖補助医療費助成金給付事業実施要綱（令和5年総社市告示第18号）</u>による助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 助成金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 助成を受けようとする妊孕性温存治療において、<u>総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第34号）</u>による助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における改正後の総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付事業実施要綱第3条中「総社市生殖補助医療費助成金給付事業実施要綱（令和5年総社市告示第18号）」とあるのは「総社市生殖補助医療費助成金給付事業実施要綱（令和5年総社市告示第18号）又は総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第34号）」とする。